

学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程

〔平成26年4月1日
制 定〕

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）が設置する鈴鹿高等学校及び鈴鹿中等教育学校（以下「学校」という。）に在学する生徒及び新入生のうち、一定の条件を満たす者に対して支給する奨学金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 奨学生の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学試験奨学生
- (2) SAS奨学生
(SAS : Suzuka High School Scholarship for Aspiring Studentsの略)
- (3) グローバル特待生
- (4) 学期成績優秀奨学生

(出願資格)

第3条 奨学生として出願できる者は、学業成績、運動技能又は文化的技能が優れ、他の模範になると認められる在校生及び新入生（以下「奨学生」という。）とする。

- 2 奨学生の資格条件及び認定基準は、別に定める細則による。
- 3 学園は、奨学金支給期間が複数年にわたる場合には、進級時に再度審査を行い、奨学生更新認定を行うものとする。

(支給額)

第4条 各種奨学金の支給額は、別に定める細則による。

- 2 奨学金は、出願者が国の高等学校等就学支援金、県の私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学金補助金等の対象となる場合には、これを優先し、学園管理規則第53条第1項に定める学納金との差額を奨学金として支給するものとする。

(申請手続)

第5条 奨学生を志願する者は、細則に定める様式を学校長に提出しなければならない。

- 2 学期成績優秀奨学生申請は、担任が細則に定める様式を学校長に提出するものとする。

(審査)

第6条 学校長は、奨学生の申請があった場合には、奨学金委員会（以下「委員会」という。）を設置し、奨学生の可否を審査する。

- 2 委員長は、学校長とし、その他の構成員は、副校長、教頭、入試対策部長、教務部

長、生活指導部長、事務局長とする。

(認定)

第7条 委員長は、前条第1項の審査の結果を常任理事会に上申する。

2 常任理事会は、前項の上申に基づき、奨学生及び奨学金支給の可否を決定する。

(支給方法)

第8条 奨学金の支給は、学校長を通して認定内容を保護者に通知し、支給する。

(期間)

第9条 学園が、奨学金を支給する期間は、原則として当該学校における正規の修業年限(中等教育学校6年間、高等学校3年間)とする。ただし、期間を限定する奨学制度の場合は、当該制度に定める期間とする。

(休止)

第10条 休学期間中の奨学金は不支給とする。

(取消及び支給停止)

第11条 学校長は、奨学生が次に掲げる各号の一に該当する場合には、奨学生の認定を取り消し、奨学金の支給を停止することができる。

- (1) 退学・除籍・休学(留学を除く。)等で本校に通学しなくなったとき。
- (2) 傷病により就学の見込みがないとき。
- (3) 規則に著しく違反し、謹慎以上の教育的措置を受け、奨学生としてふさわしくない行為があったと認定されたとき。
- (4) 奨学金認定要件からかい離し、奨学生として認めがたい次の状況に至ったとき。
 - ① 学力奨学生において、著しく学習に対する意欲が低下したと判断できるとき。
 - ② クラブ奨学生において、クラブを退部し、又はクラブ活動の意欲が著しく低下したと判断できるとき。

(他の奨学金の受給)

第12条 奨学生が、学園外の他の奨学金を受給することを防げない。

(所管)

第13条 この規程に定める奨学金に関する事務は、事務局が行う。

(細則の制定)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は、常任理事会の議を経て、理事長が別に定めることができる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。